

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額（案）：5.6億円

※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が

域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

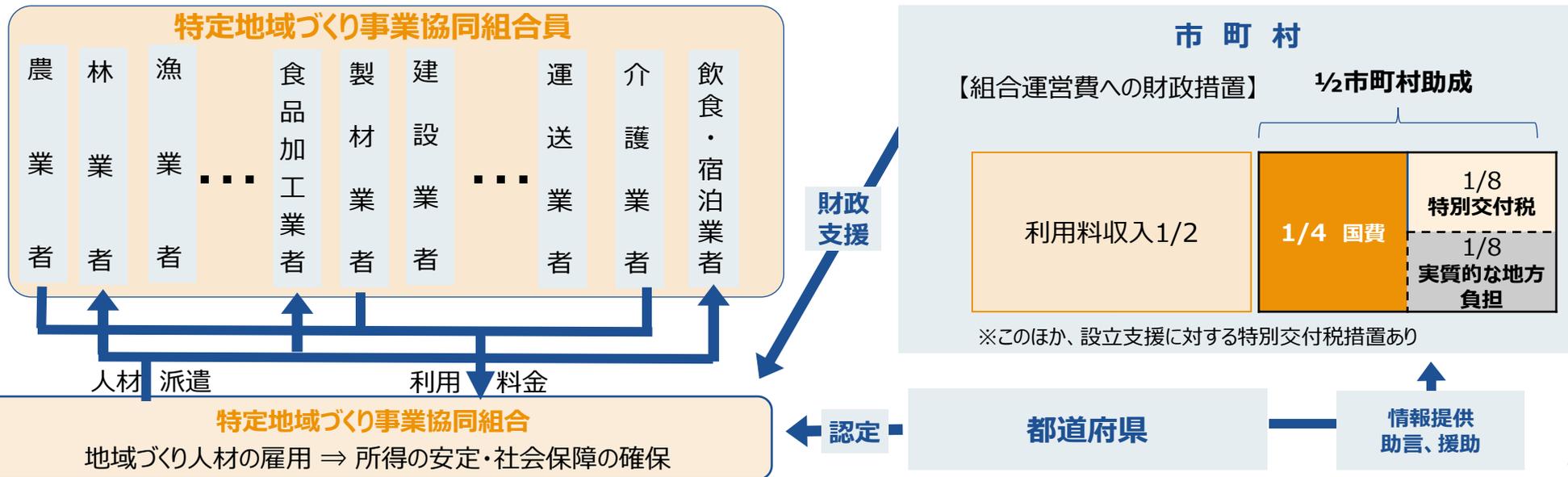
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合 活用事例

十日町市複業協同組合 TOMOWORK

所在地（活動地区）	新潟県十日町市
人口	49,820人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和5年5月16日
派遣予定の産業分野	農業、林業、不動産賃貸業・管理業、広告業、 その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業
派遣利用料金	1,210円/時（税込） 除雪業務は1,925円/時（税込）
派遣職員の給与	月収19万円
派遣職員の募集方法	メディア媒体や組合HPによる広報、地域おこし協力隊OBOG 十日町市移住コンシェルジュとの連携
事務局職員構成	事務局兼派遣元責任者2名、職員1名
事業計画 （今後3年間）	派遣職員数 : R6 6名→R7 6名→R8 6名 派遣先事業者数 : R6 12者→R7 12者→R8 12者

● 人材面の特色

- 派遣職員は、10月1日現在8人雇用。主に県外からの移住者（元地域おこし協力隊含む）に周知を予定している。
- 様々な事業所で働く中で、技術を身につけ、後々は組合員事業所への直接雇用や市内で起業することを期待している。
- 派遣職員の募集は20代から30代をメインターゲットとし、元地域おこし協力隊、移住希望者等、前職や経歴を問わず広く募集をかける。
- 事務局は、事務局兼派遣元責任者2名（内事務局長1名）と職員1名の計3名。事務局は市の移住コンシェルジュとしても活動しており、移住希望者の仲介を含めて運営をサポートしている。

● 派遣イメージ図

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	その他の生活関連サービス業(除雪)			農業(稲作・畑作)				その他の生活関連サービス業(除雪)				
職員B	その他の生活関連サービス業(除雪)			林業(伐採)				その他の生活関連サービス業(除雪)				
職員C	社会福祉・介護事業(介護施設)			農業(稲作・畑作)				社会福祉・介護事業(介護施設)		その他の生活関連サービス業(除雪)		社会福祉・介護事業(介護施設)
職員D	不動産賃貸業・管理業(一般事務全般)		広告業(一般事務全般)		不動産賃貸業・管理業(一般事務全般)		広告業(一般事務全般)					

おぐにマルチワーク事業協同組合

所在地（活動地区）	山形県小国町
人口	6,931人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和3年11月11日
派遣予定の産業分野	農業、窯業・土石製品製造業、ガス業、熱供給業、宿泊業、飲食店、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業
派遣利用料金	1,150円/時（税込）
派遣職員の給与	月収18万円
派遣職員の募集方法	テレビ、新聞、スマウト、縁故
事務局職員構成	事務局長1名、職員1名
事業計画 （今後3年間）	派遣職員数 : R6 7名→R7 12名→R8 15名 派遣先事業者数 : R6 17者→R7 17者→R8 18者

● 人材面の特色

- 派遣職員は県外からの移住者7名を雇用していて、うち1名が同町出身、1名が県内他市町村出身である。退職者2名は県外の地域おこし協力隊などとして転職した。
- 様々な事業所で働く中で、将来的には組合員事業所への直接雇用や町内で起業することを期待しているが、今の職員は季節ごとの派遣先選択肢を増やして、よりキャリア探究ができる派遣体制を創るための開拓者として位置付けている。
- これまでに採用した9名の派遣職員は年齢20代が6名、30代が3名で、前職は飲食店、建設業、小売業、設計業と多様である。
- 事務局職員は、事務局長1名と職員1名の計2名。事務局長は元地域おこし協力隊で町役場と連携して移住を促進している。

● 派遣イメージ図

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	農業(田植え)		宿泊業(温泉宿泊施設)			農業(稲刈り)		娯楽業(スキー場)				
職員B	農業(田植え・草刈り・防除・稲刈り)							飲料・たばこ・飼料製造業(酒造業)				
職員C	宿泊業(温泉宿泊施設)							ガス業(ガランスタブ) 熱供給業				
職員D	窯業・土石製品製造業(炭素加工)							飲食店(和食)				

地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設・拡充
- 地域の経済循環を促進するため、事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設

1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設

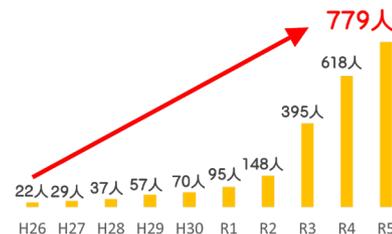
- 二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)

[対象] 相談窓口の設置、情報発信、二地域居住体験、副業・兼業支援、居住支援、コーディネーターの設置等

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人(仮称)」を創設(上限200万円/人)
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 受入に要する経費(企業派遣型)の上限を引上げ(560万円⇒590万円/人)

<地域活性化起業人の推移>



3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- 地域おこし協力隊員の募集・活動に要する経費の上限を引上げ
 - ・募集等に要する経費 300万円⇒350万円/団体
 - ・報償費等に要する経費 320万円⇒350万円/人
- JET終了者がJETの活動地域と同じ地域で地域おこし協力隊に就任できるよう地域要件を緩和

<地域おこし協力隊隊員数>



4. 「ふるさとミライカレッジ(仮称)」に係る特別交付税措置の創設

- 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
- [対象] 計画策定、滞在場所の確保、コーディネーターの設置、プロジェクト実施等

5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設

- 地域の事業承継人材、企業経営人材、若者・女性・シニア等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
- [対象] セミナー開催、コーディネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等

※既存の特別交付税措置を改組

地域力創造に関する施策説明会について

1月30日及び31日に地域力創造施策の最新情報に関するオンライン説明会を開催します。
本日ご紹介した施策の詳細についても説明いたしますので、ぜひご視聴ください。

■ 1日目（1月30日（木）13:00-15:50）（予定）

13:00~13:20

（1）地方創生の取組について

総務省地域力創造グループのR7新規・拡充事業のポイント 等

13:20~14:15

（2）地方への人の流れの創出・拡大関連施策について

二地域居住・関係人口、地域おこし協力隊、
地域活性化起業人、ふるさとミライカレッジ

14:25~15:50

（3）地域の暮らしを守るための関連施策について

過疎対策、買物サービス確保、
地域社会DX推進パッケージ事業、
デジタル活用支援推進事業、
「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト、地域運営組織、
指定地域共同活動団体制度、行政相談 等

■ 2日目（1月31日（金）13:00-15:45）（予定）

13:00-13:40

（4）ローカルスタートアップ関連施策について

ローカル10,000プロジェクト、地域の社会課題解決事業、
地域金融行政 等

13:40-14:35

（5）事業承継、地域企業の人材確保・育成関連施策について

地域の人事部、プロフェッショナル人材戦略事業、
事業承継等人材マッチング支援事業、
特定地域づくり事業協同組合等

14:45-15:10

（6）地域脱炭素関連施策について

地域脱炭素関連施策 等

15:10-15:45

（7）地域DX推進について（8）「昭和100年」関連施策について

説明会の申込方法

総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/junkankaigi.html）の最下部に「地域力創造に関する施策説明会」の視聴申込フォームのリンクを1月20日頃までに公開予定です。視聴される場合は期限までにお申し込みください。

(参考) 地方交付税の活用

地方交付税とは

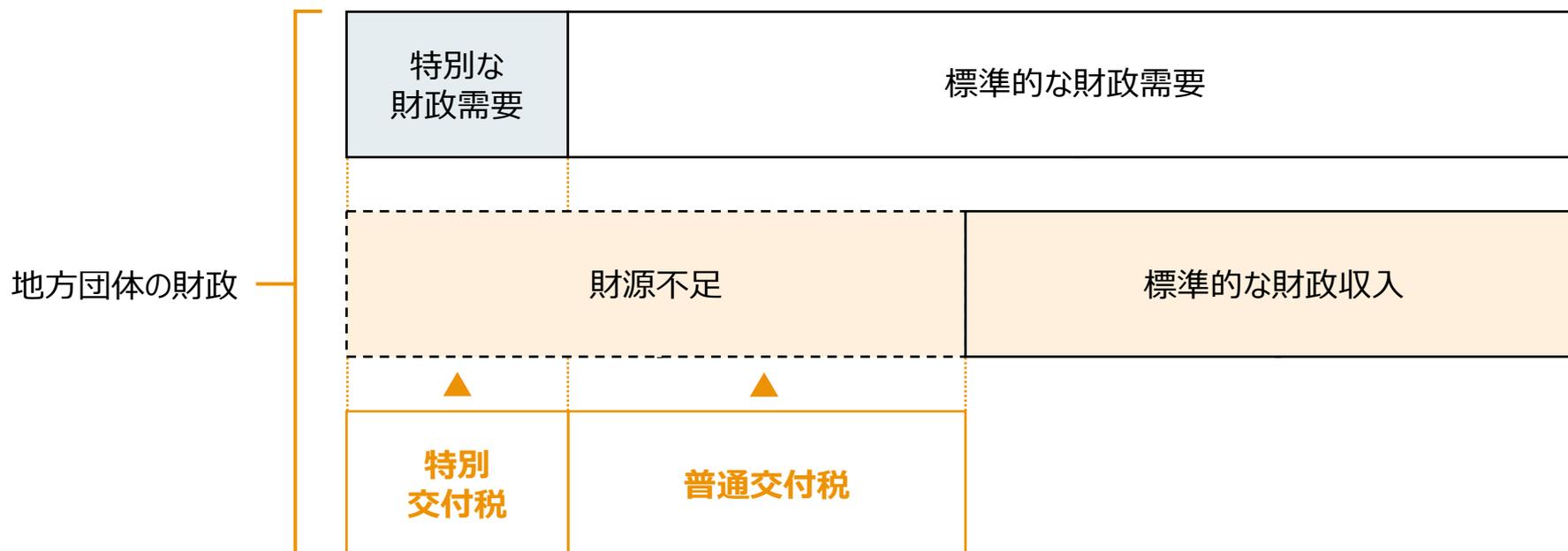
地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間相互間の過不足を調整、均てん化

普通交付税 = 財源不足団体に対し交付 (R5 : 17兆2,594億円)

特別交付税 = 普通交付税で補足されない特別の財政需要に対し交付 (R5 : 1兆1,017億円)

(例) 地域医療 (公立病院等)、地域交通 (地方バス・離島航路等)、文化財保存、消防救急関係等

※特別交付税の措置率0.5と記載されている場合、地方自治体への特別交付税の算定において、対象事業費の5割を算定



地域力創造グループ施策担当者一覧・URL

施策名	担当課室	担当者	電話番号
地域活性化起業人 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html	地域自立応援課	手塚、金島、芳賀	03-5253-5392
地域おこし協力隊 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	地域自立応援課	久芝、森本、河西、 豊原、芳賀	03-5253-5391
ローカル10,000プロジェクト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	地域政策課	中津留、金澤、北海	03-5253-5523
特定地域づくり事業協同組合 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html	地域自立応援課	日比野、撫養	03-5253-5533



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications